平成２２年（フ）第１０４号
長野県上田市吉田154番地７
債務者　佐藤みつえ
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１１４号
長野県埴科郡坂城町大字南条2256番地４
債務者　丸山　　幸
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７５９号
京都市伏見区竹田七瀬川町378番地　パデシオン伏見深草204号
債務者　田村　　歩
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１０号
京都府木津川市相楽大里112番地
債務者　阿部美紀子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
広島県呉市広大新開２丁目１番１―307号
債務者　橋岡　　伸
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１０８号
広島県竹原市塩町２丁目19番10号
債務者　西野　智子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１１８号
広島県江田島市沖美町美能903番地13
債務者　遠藤竹雄こと　曹　　竹雄
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１１９号
広島県江田島市沖美町美能903番地13
債務者　遠藤　唱子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１２０号
広島県呉市倉橋町3573番地の13
債務者　尾濱　康久
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１２５号
広島県呉市警固屋８丁目４番38号
債務者　小出　翔太
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２５７号
徳島県鳴門市撫養町弁財天字本丁26番地１
債務者　山内　眞祐
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５８号
徳島県鳴門市撫養町弁財天字本丁26番地１
債務者　山内美智子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６８号
徳島市新浜町３丁目１番38―２号
債務者　上元　傳一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７４号
徳島県板野郡藍住町富吉字富吉２番地１―12号
債務者　星野　利明
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７７号
佐賀県佐賀市久保田町大字久保田508番地６
債務者　黒木　春吉
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1306番地７
債務者　谷口　勇作
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
佐賀県佐賀市高木瀬西３丁目３番31号
債務者　香月　由香
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
佐賀県小城市三日月町長神田901番地13
債務者　崔本浩二こと　崔　　英浩
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係